

徳島市国土強靱化地域計画 ～ 概要版 ～

第1章 計画策定の趣旨、位置付け

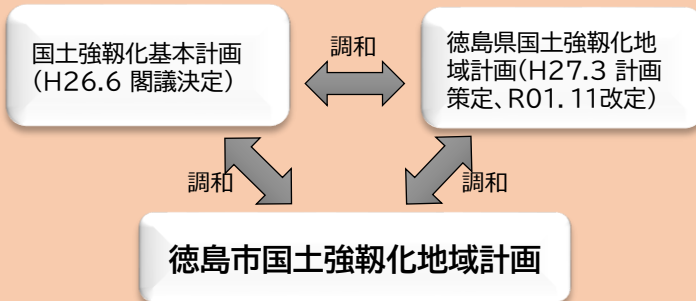
【計画策定の趣旨】

近年、地球規模の異常気象により、大規模な水害や土砂災害の発生が懸念される状況となっており、国・県と一体となって大規模自然災害を迎え撃つ「強靱な徳島市」をつくりあげ、市民生活や地域社会、産業、伝統・文化などを守るため、「徳島市国土強靱化地域計画（以下、「本計画」という。）」を策定する。

【計画の位置付け】

本計画は、「強しなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策で強靱化を目指すものである。

また本計画は、「国土強靱化基本計画」及び「徳島県国土強靱化地域計画」との調和を図るものとする。（下図参照）



【計画の推進期間】

計画の推進期間は令和5年度を目標年次とし、その後は、概ね5年ごとに計画の見直しを行うものとする。

ただし、目標年次以前においても、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うものとする。

第2章 基本的な考え方

【基本目標】

- いかなる大規模自然災害が発生しようとも、
- ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる
 - ④ 迅速な復旧・復興を可能にする

【事前に備えるべき目標】

- ① 大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【国土強靱化を推進する上での基本的な方針】

- ① 本市強靱化に向けた取組姿勢（あらゆる視点からの検討、長期的視野、事前復興の取組、SDGs達成への貢献など）
- ② 適切な施策の組み合わせ（ハードとソフト、自助・共助・公助、非常時だけでなく平時にも有効活用できる対策など）
- ③ 効率的な施策の推進（財政資金の効率的な使用、既存社会資本・民間資金の活用など）
- ④ 地域の特性に応じた施策の推進（本市独自の先進的取組、人の絆や地域コミュニティ機能の強化、女性・子ども・高齢者・障害者・外国人への配慮、臨時情報への防災対応など）

第3章 強靱化の取組の現状と課題（脆弱性評価）

【対象とする自然災害（想定するリスク）】

本市の特性や次の5つの事項を踏まえる。

- ① 南海トラフ地震
- ② 中央構造線活断層帯の活断層を震源とする直下型地震
- ③ 河川及び内水の氾濫、高潮被害、土砂災害の発生
- ④ 豪雪被害
- ⑤ これらの災害が同時又は連続して発生する複合災害

【脆弱性評価とは】

大規模自然災害による被害を回避するために、施策の現状のどこに問題があるのかを知るため行うもの。

評価は、国のガイドラインに沿って、想定するリスク、個別施策分野及び横断的施策分野、起きてはならない最悪の事態を設定して行う。

【起きてはならない最悪の事態】

脆弱性評価は、最悪の事態を想定した上で、総合的かつ客観的に行うものとされている。

起きてはならない最悪の事態に関しては、国の基本計画の45の最悪の事態を参考にしつつ、想定したリスク及び本市の特性を踏まえて、8つの「事前に備えるべき目標」に対して、その妨げになるものとして41の「起きてはならない最悪の事態」を設定した。

【重要業績指標（KPI）の設定】

「起きてはならない最悪の事態」を回避するためのプログラムの達成度や進捗を把握するため指標をできるだけ多く設定し、脆弱性評価や推進する施策の進捗管理に活用する。

なお、プログラムの達成度や進捗を把握するための重要な手段であることから、精度の向上等、内容の向上を図るべく継続的に見直しを行う。

第4章 国土強靱化の推進方針

【プログラムごとの推進方針】

プログラムごとの脆弱性評価の結果に基づき、起きてはならない最悪の事態を回避するために必要となる施策を検討し、プログラムごとに推進方針として取りまとめ、重要業績指標について目標値を設定した。（「事前に備えるべき目標」の中で関連の深いプログラムについてはまとめることとした。）

第5章 施策の重点化

次ページ参照

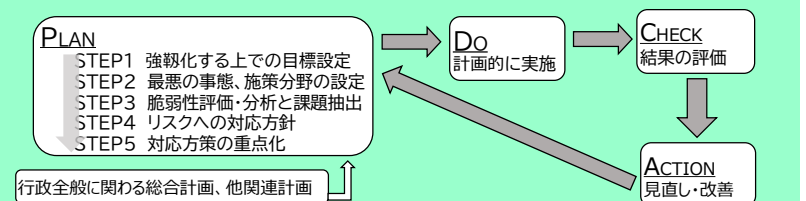
第6章 計画の推進と進捗管理

【推進体制】

計画の推進については、市・国・県・民間事業者・NPO・市民等の叡智を結集し、本市の総力を挙げた体制で、各々が単独で、または連携して取り組むこととする。また、南海トラフ巨大地震による超広域災害などは、官民を挙げた広域連携を構築するものとする。

【計画の進捗管理と見直し】

KPIについては、プログラムごとに設定した目標値により進捗管理を行うとともに、達成度や新たな施策の導入等に応じて継続的に見直しものとする。また、計画の見直しは、PDCAサイクルを繰り返すことにより適切に行う。（下図参照）



第5章 施策の重点化

本市が直面するリスクを踏まえ、41の「起きてはならない最悪の事態」のうち、特に重要となる17の最悪の事態を回避するための施策を重点化の対象とする。

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態		主な対応施策
<p>いかなる大規模自然災害が発生しようとも、</p> <p>①人命の保護が最大限図られる</p> <p>②本市及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される</p> <p>③市民の財産及び公共施設の被害の最小化が図られる</p> <p>④迅速な復旧・復興を可能にする</p>	<p>①大規模自然災害が発生したときでも、すべての人命を守る</p> <p>②救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する</p> <p>③必要不可欠な行政機能は確保する</p> <p>④必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する</p> <p>⑤経済活動を機能不全に陥らせない</p> <p>⑥ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる</p> <p>⑦制御不能な複合災害・二次災害を発生させない</p> <p>⑧地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する</p>	1-1	住宅・建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生	コミセン・支所の耐震化及び整備、小中学校、幼稚園施設の耐震化、学校施設ブロック塀の倒壊防止対策、老朽建築物の安全対策の促進、既存木造住宅の耐震化、公共施設の長寿命化、老朽化した市営住宅の建替、緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化 など
		1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生	災害種別図記号による避難場所標識板の設置、機能別消防団員の入団促進、緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化、市立中学校への耐震性貯水槽の整備、119番通報における多言語通訳体制の維持 など
		1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生	コミセン・支所の耐震化及び整備、津波避難施設の整備、家具転倒防止対策、災害種別図記号による避難場所標識板の設置、無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保、避難支援マップの作成支援、地区別津波避難計画作成支援、福祉避難所の拡大、地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別計画策定の推進 など
		1-4	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生	コミセン・支所の耐震化及び整備、災害種別図記号による避難場所標識板の設置、無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保、防災行政無線(同報系)更新基本計画、都市浸水対策、福祉避難所の拡大、予防接種の推進 など
		1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊)や大雪による多数の死傷者の発生	コミセン・支所の耐震化及び整備、災害種別図記号による避難場所標識板の設置、聴覚・言語障害者からの119番通報受理体制の維持、土砂災害ハザードマップ作成、飯谷新橋(仮称)整備事業、外籠・籠線における法面対策 など
		2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	コミセン・支所の太陽光パネル・蓄電池設置、飲料水兼用耐震性貯水槽の維持管理、再生可能エネルギーの普及促進、指定避難所に対する資機材等の整備、水道施設の耐震化、緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化「道路ストックの総点検実施要領(案)」に基づく道路附属物点検 など
		2-5	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺	災害拠点病院に対する災害用備蓄燃料及び備蓄水量の増量、災害拠点病院に対する災害用備蓄品の確保、緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、「道路ストックの総点検実施要領(案)」に基づく道路附属物点検 など
		2-7	劣悪な避難生活環境・トイレ環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・災害関連死の発生	災害用備蓄食料等の整備、指定避難所に対する資機材等の整備、徳島市災害廃棄物処理計画、予防接種の推進 など
		3-2	行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下や災害対応への習熟度不足による初動対応の遅れ	「徳島市公共施設等総合管理計画」及び「個別施設計画」の策定、コミセン・支所の太陽光パネル・蓄電池設置、徳島市葬斎場地震・津波対策、災害時対応力の維持強化、災害対策本部の機能強化、消防施設の長寿命化、上下水道局庁舎の建設 など
		4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、臨時情報や津波警報等の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態	災害対策本部の機能強化、無線機等の整備による情報収集・伝達手段の確保、防災行政無線(同報系)更新基本計画、地域への避難行動要支援者名簿の提供及び個別計画策定の推進 など
		6-2	上水道等の長期間にわたる供給停止	水道施設の耐震化、取水用深井戸ケーシングの耐震化 など
		6-3	汚水・ごみ処理施設等の長期間にわたる機能停止	ごみ処理施設の浸水対策、し尿処理施設・ごみ処理施設の老朽化対策、下水道施設の地震・津波対策 など
		7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生	家具転倒防止対策、災害種別図記号による避難場所標識板の設置、地域防災力の中核とした地域防災力の充実強化、緊急消防援助隊の車両整備等による災害対応力の強化、市立中学校への耐震性貯水槽の整備、災害時要配慮者の防火対策、住宅用火災警報器の設置、特定防火対象物・危険物施設における自主防火・保安体制の確立、老朽建築物の安全対策の促進など
		7-4	ため池、防災インフラ、天然ダム等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生	土砂災害の危険性のある要配慮者利用施設及び避難所の保全施設数(累計)【強靱化に関連する国・県・関係機関の指標】農業用ため池に関するデータベース整備・周知【 〃 】
		7-5	有害物質の大規模拡散・流出	特定防火対象物・危険物施設における自主防火・保安体制の確立
		8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態	吉野川・今切川の地震・津波対策の促進【強靱化に関連する国・県・関係機関の指標】、水門・樋門等の自動化・閉鎖率【 〃 】、県管理河川(重点対策河川)の整備の推進【 〃 】、海岸におけるソフト・ハード一体的な高潮・侵食対策の推進【 〃 】
		8-5	基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	地籍調査の推進、緊急輸送道路等における橋りょうの耐震化、「道路ストックの総点検実施要領(案)」に基づく道路附属物点検 など